

高額療養費の計算方法（70歳から74歳まで）

高額療養費の還付には申請が必要です。
ひと月分の領収書を準備し、ご確認ください。

所得区分が
「一般」世帯
の場合で説明します



① ひと月分の領収書のうち、外来の領収書を個人単位で合計します

Aさん（70歳以上）			
外来 7,000	外来 8,000	外来 4,000	入院 50,000
外来 19,000 円			

② ①が『外来（個人単位）』の限度額を超えた場合、超えた分が還付されます

$$\begin{array}{rcl} \text{Aさんの外来} & - & \text{限度額（外来）} \\ 19,000 \text{ 円} & - & 18,000 \text{ 円} = 1,000 \text{ 円} \leftarrow \text{還付} \end{array}$$

要申請

還付するものがなくても③へ進む

③ 同じ世帯の70歳から74歳までの方の領収書を全部合計します

【70歳以上が1人の世帯】

Aさん（70歳以上）			
外来 7,000	外来 8,000	外来 4,000	入院 50,000
外来 19,000 円			入院 50,000 円
合計 69,000 円			

【70歳以上が2人以上の世帯】

夫（70歳以上）				妻 （70歳以上）
外来 7,000	外来 8,000	外来 4,000	入院 50,000	外来 3,000
外来 19,000 円			入院 50,000 円	外来 3,000 円
合計 72,000 円				

④ ③から②の還付分を引いた残りで『外来+入院（世帯単位）』の限度額を超えた分が還付されます

<所得区分『一般』世帯の場合>

$$\begin{array}{rcl} \text{合計} & - & \text{②還付分} \\ 69,000 \text{ 円} & - & 1,000 \text{ 円} = 68,000 \text{ 円} \\ & & \downarrow \\ & & \text{限度額（外来+入院）} \\ 68,000 \text{ 円} & - & 57,600 \text{ 円} = 10,400 \text{ 円} \end{array}$$

還付

要申請

<所得区分『一般』世帯の場合>

$$\begin{array}{rcl} \text{合計} & - & \text{②還付分} \\ 72,000 \text{ 円} & - & 1,000 \text{ 円} = 71,000 \text{ 円} \\ & & \downarrow \\ & & \text{限度額（外来+入院）} \\ 71,000 \text{ 円} & - & 57,600 \text{ 円} = 13,400 \text{ 円} \end{array}$$

還付

要申請

②1,000+④10,400 で、合計 11,400 円が
還付されます。（②と④は同時申請可）

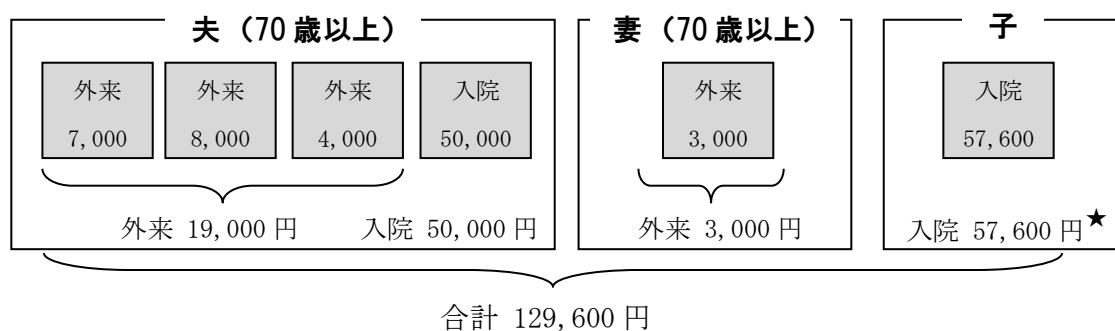
②1,000+④13,400 で、合計 14,400 円が
還付されます。（②と④は同時申請可）

70 歳未満の国保加入者がいるご世帯へ

70 歳以上の方の還付を受けた後、なお残る自己負担分と同一世帯の 70 歳未満の国保加入者の自己負担分と合算して、さらに還付を受けられる場合があります。70 歳以上の分で限度額を超えていない場合でも、70 歳未満の分と合算することで還付を受けられる場合があります。

⑤ 同じ世帯の国保加入者の領収証を合計します

★70 歳未満の場合、医療機関ごとに入院または外来で自己負担額が 21,000 円以上あれば、合算の対象となります。



⑥ ⑤から②④の還付分を引いた残りが国保世帯の限度額を超えた場合、還付されます

＜所得区分『一般』『区分エ※』世帯の場合＞

※70 歳未満の方との合算は、世帯の所得に応じ、5 段階の区分があります

合計 - ②④還付分 = 129,600 円 - 14,400 円 = 115,200 円

限度額（区分エ）

115,200 円 - 57,600 円 = **57,600 円** ← 還付

要申請

70 歳以上の方で、還付額が 2000 円以上と思われる方には高額療養費のお知らせを送ります。お知らせが届かなくても、申請すれば還付される場合があります。

申請可能であるかを確認されたい場合は、

マイナンバーカード（本人確認書類）と世帯全員の領収書を持って保険年金課または各支所の窓口へご相談ください。



お気軽に
お問い合わせ
ください

【申請先】 市役所 1 階①番窓口、
伏木・戸出・中田・福岡支所

【申請期間】 診療月の翌月 1 日から 2 年間

【支給日】 診療月の翌々々月の 10 日ごろ（予定）

【問合せ先】
保険年金課
電話 20-1361